

立山砂防事務所管内の斜面に関する災害時における 応急対策業務支援に関する協定

国土交通省立山砂防事務所長（以下「甲」という。）と社団法人斜面防災対策技術協会富山県支部長（以下「乙」という。）は、立山砂防事務所管内の斜面に関する災害時等における応急対策支援について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が所管する管内において地震や大雨等により斜面に関する災害が発生またはその恐れが大きく、応急対策を緊急に実施する必要のある場合において、乙が甲の実施する応急対策業務を支援することにより、速やかに状況を把握し、早期の応急対応を実施することを目的とする。

（業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、甲が所管する事業区域内とする。

（応急対策業務の内容）

第3条 応急対策業務の内容は、施設被害調査と施設の復旧を含め、地すべり、斜面の崩壊等斜面災害を引き起こす現象の調査、観測および応急対策の実施とする。

（応急対策業務の体制）

第4条 甲は、必要があると認めるときは、崩壊等の規模、被災状況等に応じて乙に会員の出動を要請できるものとする。

2 乙の会員は、甲からの出動要請について乙から連絡があった場合は、速やかに甲の指示により斜面の状況、所管施設の被災状況等を把握するとともに、当該災害の応急対策に関する業務を実施するものとする。

3 乙は、当該災害の応急対策の区域、応急対策に関する調査、観測、対応などの実施内容及び実施体制について速やかに甲に報告し、協議するものとする。

4 乙は、出動要請に対する連絡体制、会員の技術者名簿、調査観測・応急対策用資機材の保有等状況等をまとめ、年度当初に甲に連絡するものとする。

（業務の連絡体制）

第5条 前条第4項に定める連絡体制として、甲からの出動要請を、乙の総括責任者もしくは副責任者（以下「連絡窓口」という）が受けるものとする。

2 乙は連絡窓口について、毎年度当初及び変更が有った時に甲に連絡するとともに連絡体制表を提出するものとする。

（契約の締結）

第6条 甲は乙に会員の出動を要請したときは、出動した会員と遅滞なく契約を締結するものとする。

（法定外労働災害補償制度の加入）

第7条 出動する乙の会員は法定外労働災害補償制度に加入している事を条件とする。この際、当該法定外労働災害補償制度は元請け・下請けを問わず補償できる補償であることを条件とする。

（有効期限）

第8条 この協定の期間は、平成20年5月29日から平成21年3月31日までとする。

2 前項に規定する期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも何ら申し入れのないときは、引き続き同条件をもって本協定を継続するものとする。

また、締結後、甲、乙いずれからの申し出により本協定は廃止することができるものとする。申し出の時期は、廃止する期日の1ヶ月以前とする。

（損害の負担）

第9条 業務の実施に伴い、甲、乙双方の責に堪さない理由により、第3者に損害を及ぼした場合、又は技術者に損害が生じた場合、乙はその事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その処置について甲と協議して定めるものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成20年5月29日

甲 富山県中新川郡立山町芦峠寺字ブナ坂61番地
国土交通省北陸地方整備局
立山砂防事務所長 酒谷幸彦



乙 富山県富山市安住町3番14号
社団法人斜面防災対策技術協会富山県支部
支部長 田中実

